

寄付金に対する税制上の優遇措置

本学への寄付金は税制上の優遇措置があります。

日本赤十字看護大学に対するご寄付は、税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。課税を心配されることなく、学生たちの未来のために、安心してご寄付いただけます。

■個人の税制について

所得税

本学に対するご寄付は、寄付金控除として「税額控除」または「所得控除」のどちらか有利な方式を選択いただけます。(いずれの控除を選択されても確定申告の手続きが必要です。ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。)

A. 税額控除方式

所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、多くの方において、B. 所得控除方式と比較して減税効果が大きくなります。

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 2}$$

※1 年間所得金額の40%に相当する額が限度となります。
※2 控除額は、所得税の25%が限度となります。

B. 所得控除方式

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、所得金額に対して寄付金額が大きい場合には減税効果が大きくなります。

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得から控除されます。

$$(\text{寄付金合計額}^{\ast 3} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率} = \text{控除額}^{\ast 4}$$

※3 年間所得金額の40%に相当する額が限度となります。
※4 所得税率は、年間の所得金額によって異なります。

A(税額控除)かB(所得控除)のどちらか有利な方を選択し、所得税控除を受けられます。詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

個人 住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した寄付金が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象になります。(全国一律ではありませんのでご注意ください。)詳しくは住所地の地方自治体税務担当課へお尋ねください。

■企業・法人の税制について

本学へのご寄付は、一般寄付金の損金算入限度額と別枠で当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入にあたっては「特定公益増進法人に対する寄付金(寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる)」と「受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入できる)」とがあります。「受配者指定寄付金」は、日本私立学校振興・共催事業団が寄付金を受け入れ、寄付者が指定した学校法人に寄付金を配付する制度です。詳しくは事務局地域連携課にお尋ねください。